

国際課税委員会（第12回）の概要

11月22日、経団連会館にて第12回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、細田委員から「中国華南型来料加工をめぐる課税問題」について問題提起を行い、その後種々議論の後、林委員から、「ドイツの法人税改革の概要」、田近副委員長から「中国の企業所得税改革」について話があり、最後に経団連阿部本部長から、「間接外国税額控除をめぐる最近の議論」について報告いただきました。

細田委員の報告と議論の概要についてまとめました。（報告の詳細は、別添資料参照）

細田委員の問題提起の概要は、「来料加工については、国税当局とわが国企業の香港子会社との間に、タックスヘブン税制をめぐる議論の争いが生じている。来料加工には、香港の会社の実態について、さまざまなパターンがあるが、納税者の立場からすると、タックスヘブン税制で争うより、移転価格税制で議論するほうが理解を得やすいのではないか」というものである。（なお、税務弘報2007.12も参照）

これに対して以下の議論が行われた。

- ・ 世界のタックスヘブン税制（外国子会社合算税制）には、米・独のように、課税対象となる所得を特定する方法と、わが国や仏・英のように、適用除外にならない限りすべての所得に課税する方式の2つがある。後者は、適用除外に当たらない限りすべての企業活動・所得をその対象となるので、厳しすぎる結論になる場合がある。
- ・ 中国華南型来料加工企業の場合、もともと香港で製造業をやっていたが、工場がせまくなり中国側に進出して適用除外基準を満たせなくなったようなパターンが見受けられ、これらのものまでタックスヘブン税制を適用するのは問題だ。
- ・ 香港の会社を製造業とすることは、実態から考えて無理がある。製造委託の卸売りとした上で、材料やノウハウの提供に対する対価の面で議論するというアプローチも重要だ。
- ・ 米国のような所得でとらえるアプローチを検討すべき時期に来ている。その場合、アクティブ所得とパッシブ所得の区分をすることが必要となる。
- ・ 米国型の問題点は、税制が複雑になるという問題点がある。
- ・ この問題は、当委員会でも引き続き議論を行い、税制改正提言につなげてはどうか。

林委員のドイツ法人税改革の話

- ・ 課税ベース拡大策として導入された「支払利息損金算入制限」の対象となるのは、特定の借入金ではなく、支払利息全般に関して当該事業年度における損金算入を制限しようとするものである。
- ・ ドイツの企業税制改革の目玉である利子控除の否認は、過小資本税制と比較して適用対

象会社の範囲が拡大されており、米国のアーニング・ストリッピングに近い制度である。
(ドイツ・プライスウォーターハウス・ニューズレター・2008年10月号参照)

今回は、12月20日、経団連会館にて「外国税額控除の在り方」について関係者を招き
議論を行う予定。